

平成十九年六月十二日受領
答弁第三一四号

内閣衆質一六六第三一四号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員辻元清美君提出日本のクラスター爆弾による日本の住民の被害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出日本のクラスター爆弾による日本の住民の被害に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

我が国は、長大な海岸線を有する一方、平野部は狭小であり、防御における縦深性に限界があるといった地理的特性を有しており、このことを踏まえると、着上陸侵攻してくる敵の部隊を水際で迅速に撃破することが極めて重要である。自衛隊は、このような敵の着上陸侵攻に対処するため、通常爆弾では撃破できないような広範囲に展開した侵攻部隊の車両等を撃破し得る能力を持つことを目的としてクラスター弾を保有している。クラスター弾を使用した場合には、侵攻部隊を迅速に撃破すること等により、我が国が被る人的被害を縮減することが可能であると考えているが、お尋ねの「他国の攻撃を受けたときに我が国が被る被害」については、個別具体的な事態の態様、規模等により様々であり、一概に答えすることは困難である。

なお、政府としては、仮にクラスター弾を使用するような事態になった場合には、事前に住民を避難させるなど国民の安全確保に十分留意し、また、使用後に不発弾等の危険物が生じた場合は、適切に除去及

び処理をしまいいりたいと考えている。

二について

お尋ねの「技術レベル」については、現時点で自衛隊が保有するクラスター弾の性能、不発弾等の危険物が生じた場合に自衛隊により適切に除去及び処理をする能力等を念頭において述べたものである。

三の1から4までについて

一般に、クラスター弾を含む我が国の防衛力の整備は、専守防衛に徹するとの基本理念に従い、周辺国の動向、我が国の地理的特性等を踏まえて行っているものであり、クラスター弾は、車両等を用いた敵の侵攻部隊による、通常爆弾では撃破できないような広範囲に展開した着上陸侵攻等の事態において、侵攻部隊の車両等を撃破するために使用することを想定している。

仮にクラスター弾を使用するような事態になった場合には、事前に住民を避難させるなど国民の安全確保に十分留意し、また、使用後に不発弾等の危険物が生じた場合は、適切に除去及び処理をしまいいりたいと考えており、その旨を国会等において説明をしてきているところである。